

「東京都シルバーパス」を初めて購入される方へ

満70歳以上の都民の方(寝たきりの方は除く)は、お申込みにより都内民営バス(20社)、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、八丈町営バス、三宅村営バスが利用できる東京都シルバーパスを購入できます。

新規のご購入は、令和3年10月1日以降、いつでも購入できます！
パスの有効期間は、ご購入日から令和4年(2022年)9月30日までです。

発行を希望される方は、次の費用と必要書類を持参の上、最寄りのシルバーパスを取り扱っているバス営業所等でご購入ください。※満70歳になる月の初日から申し込むことができます。

	対象者	費用	★必要書類★
①	令和3年度の住民税が「課税」の方で、③以外の方	20,510円	(1)のみ
②	令和3年度の住民税が「非課税」の方	1,000円	(1)と(ア)～(ウ)のいずれか1つ
③	令和3年度の住民税が「課税」であるが、 令和2年の合計所得金額(※)が135万円以下の方		

(※) 合計所得金額とは、税法上の合計所得金額を指し、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や医療費控除等を控除する前の所得金額

(※) 不動産譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額

★必要書類★

全員に必要なもの

(1) 本人確認書類 (健康保険被保険者証、運転免許証、マイナンバーカードなどいずれか) 1つ

1,000円でバスを購入する方は、以下の(ア)～(ウ)のいずれか1つをご用意ください。

(ア)	令和3年度 介護保険料納入通知書 (介護保険料決定通知書) ※お住まいの区市町村によって、 名称が異なる場合があります	以下の全ての条件がそろっているものに限る。 (1) 所得段階区分欄に「1」～「6」の記載があるもの (2) 令和3年6月または7月に発行された本決定のもの または、令和3年6月か7月以降に発行された変更決定のもの ★注意事項★ (1) 仮の通知書は証明書として使用できません。 (2) お手元がない場合、再発行はできません。 紛失した場合は、下記(イ)を取得してください。 (3) 所得段階区分欄に「7」の記載があっても、令和2年の合計所得金額が135万円以下となる場合があります。下記(イ)の令和3年度証明書で「令和2年の合計所得金額」が135万円以下であることを確認してください。
(イ)	令和3年度 住民税課税証明書 又は 住民税非課税証明書	令和3年1月1日に居住していた区市町村に申請。 「令和2年の合計所得金額」が135万円以下のもの。 ★注意事項★ (1) 申請には、手数料、本人確認書類、印鑑等が必要 (2) 代理人が申請する場合は、委任状、代理人の本人確認書類、印鑑等が必要 ※発行手続きの詳細は、申請する区市町村にご確認ください。
(ウ)	生活保護受給証明書	「生活扶助」を表す記載がある、令和3年4月以降に発行されたもの。 ※本人確認書類としても使用可

* 東京都シルバーパスは(一社)東京バス協会が実施していますので、ご不明な点は下記のシルバーパス専用電話にお問合せください。お住まいの区・市役所、町・村役場へのお問合せはご遠慮ください。

* お住まいの区・市役所、町・村役場の介護保険所管課へ介護保険料納入通知(決定)通知書の再発行を求めることはご遠慮ください。紛失された場合は、住民税(非)課税証明書を取得してください。

【お問合せ】 (一社)東京バス協会・シルバーパス専用電話

☎ 03-5308-6950

午前9時～午後5時
(土・日・祝日除く)

電話番号はお間違えのないようお願いいたします

制度に関するご質問は、東京都福祉保健局シルバーパス担当(03-5320-4275)へ

詳しくは下表